

学 振 交 354 号
令和 4 年 1 月 13 日

各受入研究機関代表者 各位

独立行政法人日本学術振興会
理事長 里 見 進
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う外国人研究者招へい事業（外国人特別研究員（欧米短期、戦略的プログラム）、外国人招へい研究者（長期・短期））採用者への特例措置（来日期限延長）について（通知）

平素より本会事業にご協力いただきありがとうございます。

標記事業につき、令和 3（2021）年度採用者（令和元（2019）年度採用者及び令和 2（2020）年度採用者のうち、令和 3（2021）年度に来日期限の延長を行った者を含む）は、令和 4 年 3 月 31 日までに来日する必要があるところ、新型コロナウイルス感染症に係る入国制限措置等の影響を鑑み、**特例として令和 4（2022）年度に採用開始することを可能とする措置を講じる**こととします。

ついで、下記をご確認の上、当該措置の適用を希望する場合は、期日までに必要書類をご提出ください。

なお、採用通知時に発行した Award Letter 及び経費負担証明書の再発行は行いません。在留資格申請の手続きは、発行済みの Award Letter 及び経費負担証明書と別添「来日期限の延長について」**（対象プログラム別に分かれています）**ので、お間違いないようよくご確認ください）とで行ってください。

記

1. 対象プログラム

- ・外国人特別研究員（欧米短期）
- ・外国人特別研究員（戦略的プログラム）
- ・外国人招へい研究者（長期）
- ・外国人招へい研究者（短期）

2. 採用開始（来日）期間

対象プログラム別に以下のとおりとします。

- ・外国人特別研究員（欧米短期）、
外国人特別研究員（戦略的プログラム）、
外国人招へい研究者（長期）

→ 【令和4（2022）年6月30日まで】

- ・外国人招へい研究者（短期）

→ 【令和4（2022）年9月30日まで】

3. 申請方法

対象プログラム別に申請方法が異なります。

◆外国人特別研究員（欧米短期・戦略的プログラム）

① 別添「【採用期間開始等予定届】新型コロナウイルス感染症に伴う来日期限延長用」に必要事項を記入し、受入研究機関より

②の提出専用WEBページへ提出してください。「様式の種類」は「様式1：採用期間開始等予定届」を選択してください。

<https://area34.smp.ne.jp/area/p/naqb1qaqim2lcqdof5/9e7Y01/login.html>

（確認コードが不明な場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください）

◆外国人招へい研究者（長期・短期）

①のURLから【様式5 変更承認申請書】をダウンロードし、受入研究機関より

②の提出専用WEBページへ提出してください。

① <https://www.jsps.go.jp/j-inv/yoshiki.html>

② <https://area34.smp.ne.jp/area/p/naqb1qaqim2lcqdof5/9e7Y01/login.html>

（確認コードが不明な場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください）

4. 申請締切

令和4（2022）年2月25日（金）

※締切時点で採用開始日が未定の場合でも、一旦その時点の見込みの日付でご作成ください。

5. 注意事項

- ・来日日（入国日）＝採用期間開始日となります。入国後の待機期間も、滞在費の支給及び海外旅行保険の加入の対象となる採用期間に含まれます。ただし、外国人招へい研究者

(短期) 及び外国人特別研究員 (欧米短期) (採用期間 2 ヶ月以下) における待機期間中の取扱いについては、それぞれの特例措置にしたがってください。

外国人招へい研究者 (短期) https://www.jsps.go.jp/j-inv/news/20201211_2.html

外国人特別研究員 (欧米短期) <https://www.jsps.go.jp/j-fellow/news/20210826.html>

- ・採用期間開始後の PCR 検査代、空港から隔離場所との間を移動するための旅費、隔離措置期間中の宿泊費は、研究遂行に直接必要な経費として説明可能であり、受入研究機関の規程等に沿う場合には、制度上、調査研究費からの支出を妨げておりません。
- ・水際対策の強化に係る措置について、下記ホームページを参照し、日本政府による各種水際対策を確認の上、採用者への適切な周知並びにご指導をお願いいたします。

【参考ホームページ】

首相官邸・新型コロナウイルス感染症対策本部ホームページ

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html

外務省ホームページ「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

法務省ホームページ「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否等について」

http://www.moj.go.jp/isa/hisho06_00099.html

厚生労働省ホームページ「水際対策に係る新たな措置について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

6. 問い合わせ先

・外国人特別研究員 (欧米短期) : postdoc-short@jsps.go.jp

・外国人特別研究員 (戦略的プログラム) : graduate-r@jsps.go.jp

・外国人招へい研究者 (長期・短期) : invitation@jsps.go.jp

(※当会では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため在宅勤務を取り入れておりません。お問い合わせは、できる限り、メールにてご連絡ください。)

以上